

決定10号(テレビ東京)

1999(平成11)年3月17日

放送と人権等権利に関する委員会決定第10号

## 権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会

委員長 清水 英夫

申立人 A大学ラグビー部員と家族

被申立人 株式会社 テレビ東京

### . 申立に至る経緯

1997年11月、都内のカラオケボックスで、19歳の女性を集団で暴行したとして、A大学のラグビー部員5名が、98年1月20日、婦女暴行容疑で逮捕された。更に他大学の学生を含む3名が、その後逮捕されたが、2月9日、被害者との間で示談が成立、告訴が取り下げられたため、全員が処分保留のまま釈放になり、その後起訴猶予処分となった。このうちA大学ラグビー部の2年生部員2名とその家族合わせて7名が、「2人は暴行行為に加わっていなかったにもかかわらず、暴行犯人として放送されたため、本人だけでなく家族の名誉が著しく損なわれた」として、6月25日、テレビ東京に対する権利侵害の申立を、本委員会に行った。

### . 申立人の申立要旨

容疑事実が未確定な逮捕直後から、実名、顔写真を放映するとともに、字幕並びにキャスターの解説及びコメントにより、あたかも申立人の学生2名(以下「申立人2名」という)が、集団レイプの共犯者であると断定的に報道され、家族を含む申立人全員は著しく名誉を毀損され回復しがたい打撃を被った。

## 1 . 番組・放送日

「ニュースウォッチ」	1月20日
「ニュースワイド・夕方いちばん」	1月20日

## 2 . 放送内容

### 事実誤認と断定報道

一連の流れの報道から、視聴者にとっては写真の5名が1人の女性を小部屋に連れ込み、集団でレイプしたと感じられる報道内容であり、真実と全く異なる報道がなされた。

- ・「調べに対し5人は容疑を認めている」と報道しているが、事実誤認で誰一人として集団暴行など認めていない。申立人2名は身に覚えのないことであり、認めていない。
- ・「犯行に関わったのは、10人以上だったと被害者は話している」との報道は、事実誤認で話を拡大誇張している。
- ・「犯行の際には、呼び付けた女性を別の部屋に連れ込み、次々に暴行したということです」との放送はまったくの事実無根である。
- ・「未成年の女性に集団で暴行を加えていたとしまして、警視庁は今日、5人のラグビー部員を逮捕しました」などと、実名、顔写真をつけて報道し、「集団で暴行を加えた」と断定している。

### 被申立人の答弁要旨

#### 1 . 「ニュースウォッチ」の放送について

- ・放送内容は警視庁の発表及び同庁に対する取材に基づいて、婦女暴行で逮捕された事実を報道したものであって、「事実誤認」はない。
- ・「犯行に10人以上が関わっている」との点は、被害者がそのように話していると報道したもので、何ら事実誤認や拡大誇張はない。

#### 2 . 「ニュースワイド・夕方いちばん」の放送について

- ・逮捕された5名の逮捕事実とその理由を報道したままで、婦女暴行の実行犯であると断定的に報道したのではない。
- ・「事実無根」との指摘は、申立人は事件と無関係であることを主張しているようだが、警視庁の発表及び同庁に対する取材に基づく報道であり、「事実無根」との指摘は見当違いである。

#### 3 . 実名、顔写真の使用について

容疑者逮捕の場合は、実名と顔写真による報道が原則であり、本件における実名、顔写真の使用に問題ない。

以上、テレビ東京の放送は、警視庁の発表及び同庁に対する取材に基づき、5名が婦女暴行の容疑で逮捕された事実を報道したものであって、申立人2名がレイプの実行犯であると断定的に報道したのではない。その意味で、報道内容は真実に合致しており、申立書にある「事実誤認による誤った報道」ではない。

本件報道は、有名大学スポーツ部に関する出来事であり、社会の耳目を集めた事件であったこと等を勘案の上、現在の社会規範上許される範囲内のものであるとの判断のもとに行った。したがって申立人に対する名誉毀損、肖像権の侵害には当たらないと考える。また、申立人両名を含む全員が釈放された折りにも、釈放の事実及び起訴猶予になる見通しであることを放送している。

#### ・委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画のすべてを視聴し審理した。また、申立人と被申立人双方の意見を聴取した。（申立人は弁護士同席）

#### 1. 事実誤認と断定報道などについて

申立人は「2人は本件レイプ容疑事件に関与していないにもかかわらず、容疑を認めている等と断定的に報道され、名誉を著しく毀損された」と主張している。これに対してテレビ東京は、「報道内容は捜査当局の発表及び同庁に対する取材に基づいて、婦女暴行で逮捕された事実を報道したもので、事実誤認はなく、犯人と断定的に報道したのではない」と反論している。

申立人が主張している「レイプをしていない」との点については、示談書も、申立人2名が直接姦淫行為に及んでいなかったことを認めており、また本事件に計画性があったかどうかについても疑問が残る。これらの点につき、テレビ東京は、姦淫行為がなかったとしても事件に関与していたことは明らかである、との見解を示している。

このように申立人とテレビ東京との主張には大きな食い違いがみられるが、本委員会には強制的調査権がないこともあって、申立人の主張する「レイプ容疑事件に関与していない」との事実関係を解明することは出来なかった。

なお、本委員会は、可能な限り事実関係を明らかにするため、本件被害者にも協力を求めたが回答を得られなかった。

本事件では、申立人2名が事件現場において被害女性に接触していること、婦女暴行容疑で逮捕されたこと、示談が成立して告訴が取り下げられ処分保留で釈放されたこと、起訴猶予処分を受けたことなどは事実として明白である。また、「容疑を認めている」との報道は、捜査当局の発表に基づいていることが認められる。

これらの事情を勘案すると、テレビ東京が本件犯行の逮捕段階において、その容疑事実や、申立人2名が同容疑を認めたことを真実と信じたのはやむを得ず、したがって本件報道の基本的な事実関係については、事実誤認はなかったものと判断する。

テレビ東京の本件報道には、1月20日の「ニュースワイド・夕方いちばん」のように、「A大ラガーマン 婦女暴行事件」との字幕を表示するなど、「容疑」、「疑い」を欠いたタイトルなどの字幕がみられる。しかし、コメントの中で、容疑であることを説明しており、全体的にみれば、犯人と断定してもいいし、きめつけてもいいことが認められる。

また、容疑者の実名、顔写真は、報道の真実性の裏付けとして、ニュースの基本要素であり、本件報道の場合も、事件の公共性、公益性からみて、実名、顔写真の使用は許されるものと判断する。

## 2. 結 論

本件は、大学ラグビー部員による集団レイプ容疑事件であって、社会的影響も重大であるから、その報道には公共性、公益性が認められる。

テレビ東京の本件報道における基本的な事実関係は、警察発表に基づいたものであり、事実誤認があったとはいえない。

本委員会は、テレビ東京の報道の一部に適切でない表現があったものの、全体的にみれば申立人の名誉を毀損するものではなく、放送倫理上も特に問題はなかったと判断する。

しかしながら、今後の事件報道に当たっては、逮捕されただけで犯人と思いがちな一般視聴者に対し、誤解や誤った印象を与えないためにも、タイトルやサブタイトル等の字幕に、出来る限り「容疑」、「疑い」といった文字を入れると同時に、番組全体を通じて、未だ容疑段階であることを明確にする姿勢が求められる。また、一方的な報道や犯人視的な報道に陥らないためには、警察発表に依存せざるを得ない第一報段階では無理としても、事件捜査の推移に従い、事件関係者や弁護士等に可能な限りの取材を試み、その言い分を伝えるなど、事件当事者の人権に配慮しながら、犯罪事実を解明する

ための一層の努力を望みたい。

・ 審理経過

審理経過は別紙の通りである。（各局共通のため省略）